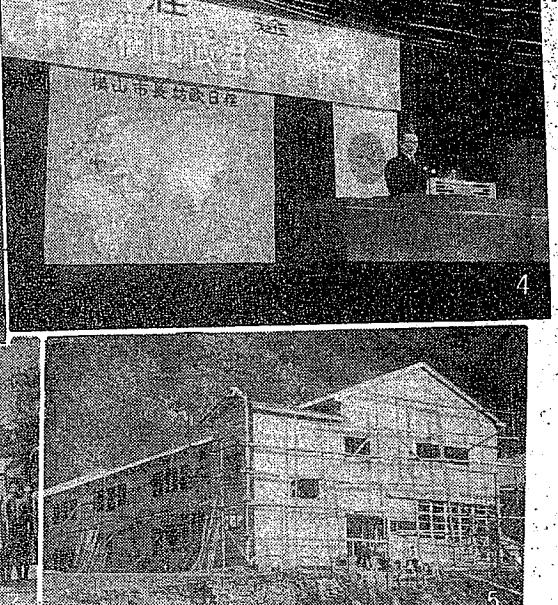
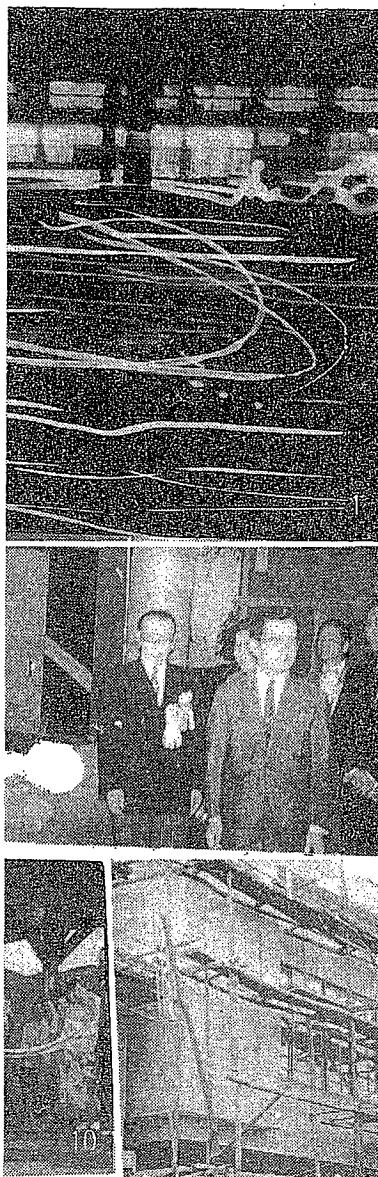


今年の足跡

※運動を示しました

その他 駅前広場 ケーブルの問題 はては新しい温泉開拓へ今年 活気溢れる年でありました(写真は会津若松駅前ロータリーの夜景)



(2) イタリア合唱団
四月二十三日、イタリア・国立放送合唱團、二十四名が会津音楽協会の招請により、わざわざ本市を訪ねたことがありました。(一つです。)

(3) 吉ヶ平ダム
本市の高塗地と云われる漆町に農業用ダムが建設されることがあり、本年度は、着手のため具体的な調査が進みました。

(4) 横山市長欧州視察
横山市長は六月十九日から一ヶ月に亘り政府機関の委嘱でヨーロッパ各都市を視察しました。

(5) 大戸・城北小学校が改築になりますが今年も城北・大戸の小学校が改築になりました。

(6) 天皇、皇后両陛下会津の秋をお楽しみ
両陛下は九月六日本市の赤井谷地をじ視察になりました。東北大学の吉岡教授の案内で熱心に視察されるお姿には生物学者の面が、うかがわれました。

(7) 国体水泳開かる
東北一を誇る市営プールで初の国体水泳大会が行なわれました。競技は東京オリンピックを間近にし、とあい、世界新記録の出るなど熱戦がくりひつけられました。

(8) 文北皮膚
九月十五日から十四日まで市公民館で初めて、文化財を「掌に集め「会津文化史展」が開かれました。

(9) 新築アーモン
市内、いたむじいゆべビルディングの新築が完成しました。十万都市として街の模様が変り始めた年でもあります。

(10) 初の急行列車開通
この秋磐越西線が運行され、車が始めて運転されました。

(11) 大野原ゴルフ場が開成

(1) 生後三ヶ月から六ヶ月に至る者及びその予防接種を受けたことのない乳幼児
お子さんを守るために、下記により実施しますのでお知らせします。

記 (左記日割中一回注射で完了します)

一、受けなければならない者
(1) 生後三ヶ月から六ヶ月に至る者
(2) 来年四月に小学校へ入学する者
及びその予防接種を受けたことのない乳幼児

二、接種場所及び日時
二、接種回数
(左記日割中一回注射で完了します)
接種(初回免疫)を受けておらず、注射を受けておらず、(左記日割中一回注射で完了します)

地区別	実施場所	第一回目		第二回目		第三回目	
		接種月日	接種回数	接種月日	接種回数	接種月日	接種回数
一 算	一算出張所	十月十八日	一月十一日	一月八日	一月二日	一月七日	一月一日
町 北	町北公民館	十月十八日	一月十一日	一月八日	一月二日	一月七日	一月一日
門 田	門田公民館	十月十九日	一月十二日	一月九日	一月三日	一月八日	一月二日
高 野	高野公民館	十月二十日	一月十三日	一月十日	一月四日	一月九日	一月三日
東 山	東山出張所	十月二十日	一月十六日	一月九日	一月二日	一月十四日	一月三日
旧 市 内							
林谷医院	小林医院	十一月三十日	一月七日	一月十日	一月一、二日	一月二日	一月三日
浜崎医院	星 医院	十一月三十日	一月七日	一月十日	一月一、二日	一月二日	一月三日
加藤医院							

三、接種料金
その都度一人につき
追加免疫 一回 三十円
初回免疫 一回 五十円
二回目 五〇円
(1) 生活保護法による被扶助者又はこれと同程度と認められる生活困窮者は料金を免除いたします。
(2) 接種完了後は、その場で証明書を交付しますから、母子手帳、又は予防接種証明書(手帳)をお持下さい。

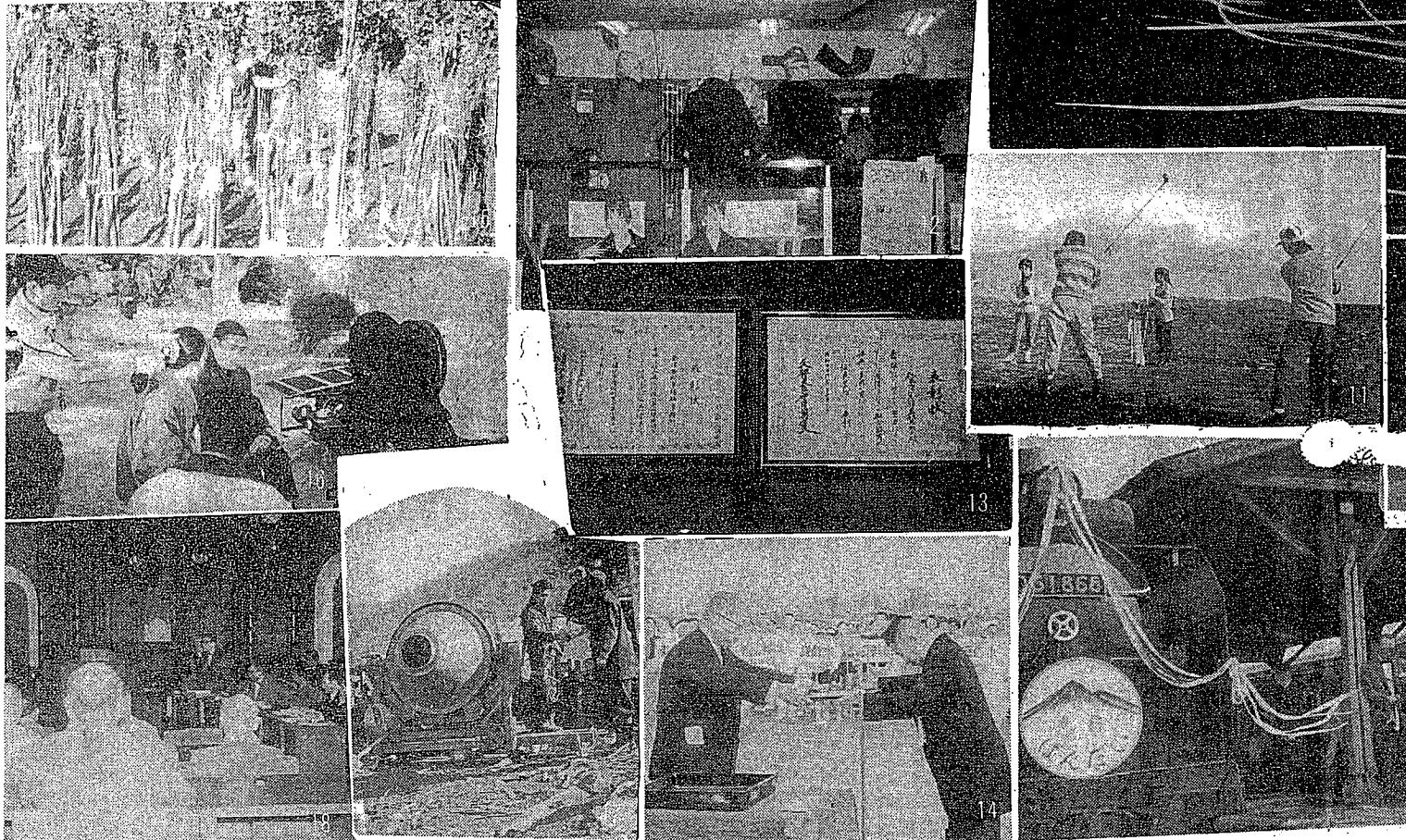
ただし料金は当日接種場においで納入して下さい。
社会保険保険料(電話二・三五〇)に申し出て下さい。
納期は、

先日お手元に配付しました納付書は第五期分と第六期分です。まだ受け取っていない方は下さる。

第五期分

のこぎり

一年を過ぎるのは早いものことしも、もう暮れようとしています。一年を通して、今年は市民生活の中でデパート問題が大きな動きを示し、また市政の発展と云う意味からも基幹都市問題も着実な※



13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

N.O.6
若松市立第一小学校

保険料の支給期間が十年にならぬ

特例による老令年金の支給

改正前ですと老令年金は六十五才からとなっておりましたが、今度から老令年金を受ける人は希望により六十五才から支給する額を減額して六十才から支給する額になりました。

老令年金のくりあげ支給

改訂前ですと老令年金は六十五才からとなっていましたが、今度から老令年金を受ける人は希望により六十五才から支給する額を減額して六十才から支給する額になりました。

老令年金のくりあげ支給

改訂前ですと老令年金は六十五才からとなっていましたが、今度から老令年金を受ける人は希望により六十五才から支給する額を減額して六十才から支給する額になりました。

国民年金法の改正されました

改訂されました

あなたの幸せを築くために、国は、加入手続きをしていない方は今すぐ手手続きをさせましょう。保険料未納の場合年金が支給されないので、納めていた方は、すぐに納めるよう、また保険料を納めることのできない方は、免除の手続きをとらましょ。

らう人は、かけ金制度からの老令年金が支給されないので、保険料をお返しする制度であったが、今度からはそうした人に六十五才から七十才までの間に、年金が支給されるようになります。

ねじ〇才からは老令年金が支給されます。

死亡一時金制

度の創設

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

期間の短縮

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

年金の受給資格

国民年金や母子年金は支給されなかつたがこんどは保険料を一年以上お支払っている人が、死亡したとき

支給範囲の拡大

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

遺児年金の額

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

が引上げられた

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

金の制度

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

創設

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

緩和

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

準母子年金の

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

年金の支給

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

手当法が誕生

国民年金に加入して保険料をお支払った人が、年金をもらつ前に死んでしまったとき、おさめた保険料はかけすことになり、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟、姉妹)に死亡一時金が支給されることがあります。

新たに児童扶養手当法

このたび新しく児童扶養手当法が制定され、父と生計を裏している年金係へ問合せ下さい。

水道の冬期検針について

今年も積雪期に入りますが、積雪のため鉛錘が困難であるまでの水道使用料金の割り勘金を前月

に入ることになったのですから

この制度にした分もかけ捨てしないで通算しようとする具体的なことでも法律できました。

これが改訂された父と生計を裏している年金係へ問合せ下さい。

年末融資を実施

今年も積雪期に入りますが、積雪のため鉛錘が困難であるまでの水道使用料金の割り勘金を前月

に入ることになったのですから

この制度にした分もかけ捨てしないで通算しようとする具体的なことでも法律できました。

これが改訂された父と生計を裏している年金係へ問合せ下さい。

年末融資を実施

今年も積雪期に入りますが、積雪のため鉛錘が困難であるまでの水道使用料金の割り勘金を前月

に入ることになったのですから

この制度にした分もかけ捨てしないで通算しようとする具体的なことでも法律できました。

これが改訂された父と生計を裏している年金係へ問合せ下さい。

今年も積雪期に入りますが、積雪のため鉛錘が困難であるまでの水道使用料金の割り勘金を前月

に入ることになったのですから

この制度にした分もかけ捨てしないで通算しようとする具体的なことでも法律できました。

市政写真コンクール

広報係では広報10周年記念の一環として市政写真コンクールを開きます。ぜひあなたの傑作をおよせ下さい。審査員は会津短大教授 走尾一三、会津カメラクラブ会長 山内長三

市議会事務局長 谷川正夫
市公民館長 松井司親
市商工観光課長 荒木義夫
市秘書課長 桜木幸次
応募期間 1月10日まで
応募規定 ①現に会津若松市に在住し

ておられる方
②作品は白黒カラーいずれでもよい。
③一人一点でも応募できる
④題材は今年1月1日から12月31日までの一年間の市政全般に関するもので未発表

表の作品にかぎる
⑤作品は四ツ切
賞金 1等 5,000円
2等 3,000円
3等 2,000円
その他入選者には市長賞
発表 昭和37年1月

宛先 会津若松市秘書課広報

